

給水装置工事仕様書

給水装置の構造について適正を保持するために必要な事項は以下によるものとする。

● 施 工

① 本管分岐からメーターまでの材料及び施工

1. 分岐はサドル分水栓又は、フランジ型不断水割 T 字管による
2. 本管穿孔最小口径は、呼径 20 mm とする
3. 鑄鉄管穿孔穴のうち呼径 20～50 mm については、銅コア又は、密着コアを装着すること
4. サドル分水栓と給水管の接続は、伸縮可とう継手を介し接続すること
5. 割 T 字管には所定のフランジ付異形管を使用することを標準とする
6. 引込管は耐衝撃性硬質塩化ビニル管・ポリエチレン管又は、ダクティル鑄鉄管とする
7. 第 1 止水栓（甲止水栓）はボール式、第 2 止水栓（直止水栓）は流量調整型逆止弁付ボール式伸縮止水栓（開閉防止型）を標準とする
8. 止水栓の接続はフレキシブル継手によるものとし、ビニル管との接続にはガイドナット付ユニオンを使用すること
 - * ポリエチレン管の場合は、その限りではない
9. 仕切弁の接続には、青銅製の場合はガイドナット付ユニオンを使用し、ソフトシール弁の場合はフランジ型の短管を使用することを標準とする
 - * ポリエチレン管の場合は、その限りではない
10. 呼径 20 mm 以上のメーターを使用する場合の配管口径は、メーターと同口径とする
11. 呼径 13 mm のメーターを使用する場合、特例としてサドル分水栓から第 2 止水栓の間は呼径 20 mm で配管し、第 2 止水栓の伸縮管で口径を 13 mm に変更すること
12. 2 戸以上の共有管での引込における配管口径は、別途協議する
13. メーターの接続において呼径 13・20・25・40 mm については、2 次側にメーター用伸縮継手を使用し、呼径 50 mm 以上は別途協議する
14. ビニル管又は、ポリエチレン管を使用する場合は配水管分岐部からメーター BOX 内までの間に、管頂部へロケーティングワイヤを固定・設置すること

15. 仕切弁・止水栓・メーターの BOX は、市章入りの蓋で保護するものとする
16. 特別な理由がある場合は、協議のうえ決定する

② 本管分岐からメーターまでの土工事

1. 舗装切断は全厚切断のこと
2. 埋設土被りは本管深さ原則 0.6m 以上とする
また、道路縦断方向の場合は道路管理者と協議のうえ決定する
* 公道以外で車両通行のある場合は 0.6m 以上、その他の部分は 0.3m 以上とする
3. 埋戻はビニル管・ポリエチレン管の場合、管底 0.1m 管頂 0.2m は砂で保護し、これより上は碎石により埋戻すること
また、ダクティル鑄鉄管の場合は管頂から 0.1m は砂で保護し、これより上は碎石により埋戻すること
4. 舗装復旧は原形復旧とする
ただし、舗装構成を変更する場合は道路管理者と協議のうえ施工する
5. 建設副産物の処理については、関係法令を遵守すること
6. 特別な理由がある場合は、協議のうえ決定する

③ メーターから蛇口までの材料及び施工

1. 水道法施行令（昭和 32 年 政令第 336 号）により、給水装置の構造及び材料の基準に関する省令（平成 9 年 厚生省令第 14 号）で定められた耐圧・侵出・水撃限界・防食・逆流防止・耐寒・耐久に関する 7 項目の基準に適合した構造とすること
2. 使用する材料は、J I S マーク表示品又は、構造材質基準適合品でなければならない
なお、認証は「自己認証」又は、「第三者認証」のいずれかによらなければならない
3. 受水槽式給水においては、受水槽以下は法的な給水装置ではないが、構造・材質基準を遵守すること
4. 維持管理上適切な配管ルートとすること

④ メーターから蛇口までの土工

1. 配管は基本的には埋設とする

なお、土被りは0.3m以上を原則とする

2. やむを得ず露出配管とする場合は、管の固定・保温等適切な工法をとること

⑤ その他

1. 給水装置工事は指定の様式により指定給水装置工事事業者より申請を行い、市の承認後着手すること

2. 市の中間検査は自主検査の結果に基づき実施する

ただし、この時は主任技術者の立会は求めない

3. 市の竣工検査は自主検査の結果に基づき、必要な事項について主任技術者立会の上で実施する

4. 市の中間・竣工検査に不合格となった場合は、すみやかに指摘事項の手直しをし、再検査を受けること

5. 市の竣工検査の日程は市が指示する日とする

6. 開栓を希望する場合は、屋外・屋内工事が市の検査合格後とする

7. 開栓の手続きは別に定める指定の様式にて水道サービスセンターへ届出を行うこと